

令和7年度横浜市市街地開発事業費会計予算

令和7年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,950,261千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和7年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		718,357 <small>千円</small>
	1 負担金	718,357
2 国庫支出金		5,367,692
	1 国庫補助金	5,367,692
3 県支出金		213,307
	1 県補助金	213,307
4 財産収入		134,400
	1 財産運用収入	42,400
	2 財産売払収入	92,000
5 繰入金		4,301,309
	1 他会計繰入金	3,928,309
	2 基金繰入金	373,000
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		16,195
	1 雑入	16,195
8 市債		31,199,000
	1 市債	31,199,000
歳 入 合 計		41,950,261

歳 出

款	項	金 額
1 市街地開発事業費		41,950,261 <small>千円</small>
	1 総務費	959,372
	2 事業費	38,227,520
	3 公債費	2,482,676
	4 旧上瀬谷通信施設地区事業費充当 企業債公債費	279,693
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		41,950,261

第2表 債務負担行為

追加

事 項	期 間	限 度 額
二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業基盤整備工事請負契約	令和8年度	限度額 83,000 千円
東高島駅北地区埋立工事に関する協定等	令和8年度から令和9年度まで	限度額 300,000 千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
二ツ橋北部第1期地区事業費	千円 855,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。借入る場合は、その融通条件による。
綱島駅東口周辺事業費	308,000			
旧上瀬谷通信施設地区事業費	26,523,000			
東高島駅北地区事業費	1,160,000			
関内駅前地区事業費	2,353,000			
計	31,199,000			